立太子式を祝する爲め

來る三日の佳辰を卜し嘉仁親王明宮殿下の立太子式を宮中に行はせらるゝを以て時事新報は此盛式を祝し奉る爲め當日の新報には殿下の御肖像を印刷したる附錄を添へ且つ臨時に二萬枚を增刷し無代價にて廣く世間に配布す

時事新報社

時事新報

伊藤伯の轉任

我輩が號外を以て讀者へ報道したる如く伊藤伯は一昨日を以て宮中顧問官に任せられ顧に依りて樞密院議長幷へ內閣に列するゝことを免せられたり抑も伯が去る十一日の辭表は實に晴天の霹靂の如く不意に世人の耳朶を驚かしたるより爾來政海の雲行は遽へ凄然じく傳々十數日の間へ大隈伯の遭難、內閣の辭職、總理大臣の更迭等何れも重大なる出來事を生じ今日と雖も未だ全く天氣の快晴へ至りたるものと云ふ可らざるが如し而して此際に於て伯の轉任を見るに至りしは世人の先づ案外に思ふ所なる可し聞く所に據るに伯の辭職は條約改正の論へ就き當時の內閣と意見を異にしたるが爲めなりと云ふ今の政海には種々入込みたる事も多き由なれば敢て條約の一事には限る可らずと雖も兎へ角に何か政治上へ一種の意見を抱きながら其意見の當局者に同じからざる爲めへ內閣を去らんとしたるの述あるは一見疑ふ可らず如何となれば其平生より見るに伯は一身の事情の爲めに去就を容易へするの人あらざればなり而して其辭職は果して當局者と見を異にし自說の行はれざるが爲めへして他に事故あるにあらずとすれば若しも當局者にして其說を容るゝか然らざるも他の事情の爲めへ自然へ行はるゝことを得るの場合へ至らば強いて內閣を去るにも及ばざる事ならん尋常の見解を以てすれば伯は政治上に當時の當局者と反對の意見を有し去る人あれば其說行はれざるに於ては職を去るも可あり之雖も既へ內閣に更迭ありて反對なる當局者の辭職したる上は當世の政治社會の歸を用て之を許すれば伯は勝を制したるものと云はざるを得ず然るに敗を取りたる當局者の辭職と共へ勝を制したる伯の內閣を去りたるは少しく解す可らざるへ似て即ち世人の案外に思ふ所ならんなれども我輩は此事相を見て却て今の政治上の常態遠も怪びに足らずと爲る者なり我輩は伯の辭職の理由を知らず又今回內閣更迭の理由をも知らざれども兎に角に伯と當時の當局者とは說を異にしたるものとして之を云はんに若しも西洋諸國の如く主義を以て組織したる內閣に於ては固より異說者を容る可らざるが故に有くも當局者と意見を異にするものは一日も其中へ留まる可らざると勿論なれども之に反し當局者の進行はれずして辭職の場合には前の異說者は迹に踏まざり敗者は去り勝者は留まるの例あれども是は主義と以て組織したる內閣の事にして以て我國の例となす可らず世人の知る如く今の政府は事實藩閥聯合の政府たるとを免れざるものにして如何なる次第ありても此聯合を強くするは最も忌び所なり故へ在朝の政治家は何時でも常に共歸淳に忙はしう有樣へしてゐの一事あれば如何なる事をも敢へ可らず要し此の如く以て政府の要職を要すると能はず之を無料とするが爲めに一身內閣を去らんとする者之と目して不穩の舉動と認めざるを得ず況して其反對へ當局者の意見の行はれずして更迭したる其後に前に辭職を發出したる伯が依然として留まるが如きは恰も憎實の手前へ於て是非明白なる聯陟を行ふたるも同前にして決して穩當の處置と云ふ可らず左れば今回は當局者も更迭し之に反對したりと稱する伯も轉任したるは俗に云ふ喧嘩兩成敗の處置今の憎實政府に取りては誠に止むを得ざるものにして我輩の毫も怪しまざる所なり抑も昨今漸やく形を成しつゝある新內閣の主義は我輩の未だ窺ひ知るを得ざる所なれども三條新總理大臣の平昔と其內閣員の人物とに由りて考ふれば其主義も矢張り藩閥の權衡を維持し其平均を保つへ在るや疑ふ可らず果して然らば伯の轉任は政府部內へ於て藩閥權衡論の益々盛なる兆候として見るも敢て差支なかる可き歟

官報

○農商務省告示　昨日の本欄に掲げたる農商務省告示第十三號第五行中二十三年六月とあるは十年十二月の誤りなりと昨日の官報に是正したり

○陸軍省訓令甲第六號

北海道廳　府縣（沖繩縣ヲ除ク）

徵兵令第三十六條第三十七條第三十八條第三十九條及第四十一條ニ當リ徵集延期若クハ徵集猶豫中他ノ徵募區ニ轉籍スル者アルトキハ編司郡市長ヨリ其名簿ヲ添ヘ轉籍地ノ編司郡市長ニ通知セシム可シ

但失踪逃亡其他ノ事故ニ依リ豐年回ヲ爲リタル者ニテ他ノ徵募區ニ轉籍スル者ノ取扱ヒ亦本文ニ同シ

明治廿二年十月卅一日　陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第百十四號參照

法律第二十號特別輸出港規則（明治二十二年七月三十一日官報）抄錄

第七條　特別輸出港ニ於テ本規則施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○陸軍省訓令甲第六號

北海道廳　府縣（沖繩縣ヲ除ク）

徵兵令第三十六條第三十七條第三十八條第三十九條及第四十一條ニ當リ徵集延期若クハ徵集猶豫中他ノ徵募區ニ轉籍スル者アルトキハ編司郡市長ヨリ其名簿ヲ添ヘ轉籍地ノ編司郡市長ニ通知セシム可シ

但失踪逃亡其他ノ事故ニ依リ豐年回ヲ爲リタル者ニテ他ノ徵募區ニ轉籍スル者ノ取扱ヒ亦本文ニ同シ

明治廿二年十月卅一日　陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第百十四號參照

法律第二十號特別輸出港規則（明治二十二年七月三十一日官報）抄錄

第七條　特別輸出港ニ於テ本規則施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

雜報

○靜岡縣の政況　東海道中名古屋に亞ぐの一都會にして東西を上下する汽車乘客も名古屋に泊せざれば玆に宿するとの云ふ有樣なるに今靜岡市は近來ひゝ〳〵繁盛に赴き十年以前の靜岡とは殆んど別天地の觀あるに至れり隨て人民の政治思想も幾分か發達して政談へ耳を傾くる樣になりたれども去りとて政事に狂奔するが如き程には之れあるまく改進黨の本部を同好會と稱し靜岡呉服町へ在り縣會議員新聞記者代言人等僅へ十數名の維持へ係り各地の贊成者は其指示へ從て運動をなすの仕組なれども到る處會員の散在せるが如き盛況と見るみとは未だ容易あらざるのみか駿州の會員を見るのみにて他は殆んど絕無と云ふも不可なきが如し之に反し遠州地方は何れも政事に熱心せる有樣にて殊に墨知郡濱松近傍は改進、大同の兩派員最も少く自治主義の贊成者も四五名は之れあるべく其他は所謂不偏不黨の人々あるが兼て農事に勤心ある岡田良一郎氏の如きは條約改正の問題に關し近來大同派の人々と共へ演說をなせども是は嘗此一事へ就き偶々意見の投合せるより相與へ運動をなすのみへて敢て同派に加盟したるにはあらざるが如し改進主義の重立たる人々は磐長九郎文六、常重委員海野幸三郎、磐員板倉喜十郎、多米八郎、井上彥左衞門等の諸氏あり斯く縣會議員中に社黨派の區別自ら立ち居れども降りて町村會議員の資格を見るに右の如き事跡絕てなく靜岡市會の議員中に於ても其他の實業に關する者の〳〵如し次に報の三種ある稱すれども暁鐘新報は員と共に演說

○農商務省訓令第四號

北海道廳　府縣

航海用ノ船舶ハ勿論內國航行ノ故外國就ノ船舶ハ其船內ニ於テ船主ノ許ニ留置船內ニ所持セサルモノ有之不許合ニ付自今右等ノ所爲無之樣管下西洋形船持主ヘ懇篤敎諭スヘシ

西洋形船々死亡ハ明治十二年第十九號布告ニヨリ公廨ヲ廢シ授與スルモノ故其船內ニ保存スヘキモノナルニ往々紛失シ或ハ其船內ニ所持セサルモノ有之ハ不許合ニ付自今右等ノ所爲無之樣管下西洋形船持主ヘ懇篤敎諭スヘシ

○遞信省訓令第四號

明治廿二年十月卅一日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

○農商務省告示第十四號

大坂大林區署來ル十一月一日ヨリ開廳ス

明治廿二年十月卅一日　農商務大臣伯爵井上馨

○舊法懲役囚工錢給與方の件伺及指令　十月十六日附を以て岐阜縣より內務省へ舊法にて懲役を科せられたる者の工錢給與方に付きては明治十四年內務省乙第六十四號達の趣もありしが今般監獄則改正へ依り重輕罪囚の工錢給與歩合變更相成りさるに付きては右懲役囚の工錢は其刑期七年以上の者は重罪囚五年以下の者は輕罪囚に準し給與致し然るべきやとの伺に對し同二十九日同省より伺の通と指令せり

○初雪及初霜　北海道札幌及函館、青森縣青森、秋田縣秋田に去る二十九日初雪降りさる旨該測候所より地理局中央氣象臺へ報告せり之を平年に比するに札幌は晚きみと十一日、函館は早きみと五日、青森は早きみと五日、秋田は早きみと五日、又昨年に比するに札幌は晚きみと二十五日、函館は早きみと二十五日、青森は早きみと二十五日、秋田は早きみと二十七日なり●大坂府大坂に今朝初霜ありたる旨大坂測候所より地理局中央氣象臺へ一昨三十日報告あり之を平年へ比するに早きみと六日又昨年に比するへ晚きこと七日あり●撮津縣下陸中國東閉伊郡宮古港近村に去る九月三十日同港市中に十月十四日同地測候所に同二十四日初霜ありたる旨宮古測候所より又廣嶋縣下備後國神石郡小畠村近傍に去月二十二日初霜ありたる旨廣嶋測候所より地理局中央氣象臺へ報告あり（內務省）

雜報

○靜岡縣の政況　東海道中名古屋に亞ぐの一都會にして東西を上下する汽車乘客も名古屋に泊せざれば玆に宿するとの云ふ有樣なるに今靜岡市は近來ひゝ〳〵繁盛に赴き十年以前の靜岡とは殆んど別天地の觀あるに至れり隨て人民の政治思想も幾分か發達して政談へ耳を傾くる樣になりたれども去りとて政事に狂奔するが如き程には之れあるまく改進黨の本部を同好會と稱し靜岡呉服町へ在り縣會議員新聞記者代言人等僅へ十數名の維持へ係り各地の贊成者は其指示へ從て運動をなすの仕組なれども到る處會員の散在せるが如き盛況と見るみとは未だ容易あらざるのみか駿州の會員を見るのみにて他は殆んど絕無と云ふも不可なきが如し之に反し遠州地方は何れも政事に熱心せる有樣にて殊に墨知郡濱松近傍は改進、大同の兩派員最も少く自治主義の贊成者も四五名は之れあるべく其他は所謂不偏不黨の人々あるが兼て農事に勤心ある岡田良一郎氏の如きは條約改正の問題に關し近來大同派の人々と共へ演說をなせども是は嘗此一事へ就き偶々意見の投合せるより相與へ運動をなすのみへて敢て同派に加盟したるにはあらざるが如し改進主義の重立たる人々は磐長九郎文六、常重委員海野幸三郎、磐員板倉喜十郎、多米八郎、井上彥左衞門等の諸氏あり斯く縣會議員中に社黨派の區別自ら立ち居れども降りて町村會議員の資格を見るに右の如き事跡絕てなく靜

○上州鐵道開業式　十月十五日上州鐵道開業式を挙行せり

○仙臺鐵道　仙臺鐵道會社の株主總會は十月十五日仙臺市に於て開會せり

○仙臺丸　仙臺丸は本年十月十日に着し翌十一日出港せんとせしに荷物の積込遲延したれば出港を明十二日に延ばしたるあらんと

○清國の公使　大隈伯遭難の日々新聞の記事は十八日大隈伯の知り何れも能はず人々みゝを聚めて大島公使の西京丸へ搭の電報當地員に通知し人々は捲十分頃橋東頃に至り西高平領事の五十人內ヅ領事館に

○靖國神社　靖國神社の祭典は十名一同席次で會場

○祝賀の運動　祝賀の運動は來る三日主子爵丹羽氏の披露運動會を

○仙臺丸　席に就き夫人郎氏の發議の編制委員の後一同宴席

○靖國神社　なる靖國神社しあるよし

○陸軍省訓令甲第六號參照

法律第一號徵兵令（明治二十二年一月二十二日官報）抄錄

第三十六條　舊令第十七條ニ依リ徵集猶豫ニ屬シタル者ハ徵集ヲ延期シ其事故七箇年ヲ過クルモ仍ホ止マサルトキハ國民兵役ニ服セシム

第三十七條　舊令第十七條ニ依リ徵集猶豫ニ屬シタル者ハ徵集ヲ延期シ其事故七箇年ヲ過クルモ仍ホ止マサルトキハ國民兵役ニ服セシム

第三十八條　舊令第十八條第二項ニ依リ徵集猶豫ニ屬シタル者ハ徵集ヲ延期シ其事故七箇年ヲ過クルモ仍ホ止マサルトキハ國民兵役ニ服セシム

第三十九條　舊令第十八條第三項ノ生徒ニシテ第一豫備徵員ト爲リ仍ホ在校ノ者ハ既徵員ヲ延期シ其事故七箇年ヲ過クルモ仍ホ止マサルトキハ國民兵役ニ服セシム

第四十一條　舊令第十九條ニ依リ徵集猶豫ニ屬シタル者ハ第十九條第三項若クハ第十九條ニ依リ徵集猶豫ニ屬シ在校ノ者ハ其事故六箇年以內ニ止ミタルトキ又ハ六箇年ヲ過クルモ仍ホ止マサルトキハ國民兵役ニ服セシム

○郵便電信省訓令第四號

北海道廳　府縣

航海用ノ船舶ハ明治十二年第十九號布告ニヨリ公廨ヲ廢シ授與スルモノ故外國就ノ船舶ハ勿論內國航行ノ故其船內ニ保存スヘキモノナルニ往々紛失シ或ハ其船內ニ所持セサルモノ有之不許合ニ付自今右等ノ所爲無之樣管下西洋形船持主ヘ懇篤敎諭スヘシ

御名御璽

明治廿二年十月三十日　內閣總理大臣公爵三條實美　大藏大臣伯爵松方正義

勅令第百十四號

本年（七月）法律第二十號特別輸出港規則第七條ニ據リ左ノ諸港ニ於テハ本年十一月十五日ヨリ該規則ヲ施行ス

一　伊勢國四日市
一　豐前國門司
一　肥前國唐津
一　肥後國三角
一　補中國伏木

勅令第百十四號參照

法律第二十號特別輸出港規則（明治二十二年七月三十一日官報）抄錄

第七條　特別輸出港ニ於テ本規則施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム